

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所  
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第二原子力発電所に係る計量管理規定に関し、東京電力から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（平成28年2月25日付け原管発官27第271号）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないものと認められる。

II. 申請の概要

申請者名： 東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

申請日： 平成28年2月25日

申請の理由： 社名変更及び組織改編等のため

申請の内容： 社名変更及び組織改編等による記載事項の変更

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること、並びに法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないことについて確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 社名変更及び組織改編等に伴う記載事項の変更

提出された新旧対照表をもって確認したところ、社名及び組織改編等の記載が適切に変更されていることを確認した。